



2023年8月22日

各 位

会 社 名 株式会社 安永
代表者名 代表取締役社長 安永 暁俊
(コード：7271、東証プライム)
問合せ先 管理本部長 北村 直紀
(TEL. 0595-24-2122)

自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、2023年8月22日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社は、本日開催の取締役会において、第3回新株予約権の発行を決議しております。当該新株予約権の発行に係る詳細につきましては、本日公表の「自己株式を活用した第三者割当てによる第3回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

1. 買付け等の目的

当社は、株主の皆様への還元につきまして、長期的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定的な配当の継続を基本方針としております。今後の利益配当につきましては、成長に必要な設備投資等のための内部留保を考慮して、総合的な判断により積極的に利益還元をはかっていく所存であります。このような考えの下、2023年3月期の配当につきましては、前期から6円の増配となる1株当たり14円で実施いたしました。

また、当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めています。

当社は、資本政策を考える過程で、(i) 2021年10月初旬に、当社の第8位株主である株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。2021年10月初旬時所有株数230,000株（2021年10月初旬時所有割合（注1）：1.92%）、本日現在の所有株数230,000株（所有割合（注2）：1.92%））、(ii) 2021年10月初旬に、当社の第13位株主である株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。2021年10月初旬時所有株数150,000株（2021年10月初旬時所有割合：1.25%）、本日現在の所有株数150,000株（所有割合：1.25%））、(iii) 2021年10月初旬に、当社の第20位株主である株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。2021年10月初旬時所有株数120,000株（2021年10月初旬時所有割合：1.00%）、本日現在の所有株数120,000株（所有割合：1.00%））及び(iv) 2022年4月中旬に、当社の第10位株主である株式会社りそな銀行（以下「りそな銀行」といいます。

2022年4月中旬時所有株数160,000株（2022年4月中旬時所有割合（注3）：1.33%）、本日現在の所有株数160,000株（所有割合：1.33%）。三菱UFJ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行及びりそな銀行を総称して以下「応募予定金融機関」といいます。）より、取引先との中長期的な関係維持、取引拡大、シナジー創出等を目的とした保有する政策保有株式の見直しの一環として、その所有する当社普通株式のすべてを売却する意向がある旨を確認しました。これらの意向を受けて、当社は、纏まった株式を一度に売却できる機会を提供する株式売出しや自己株式の取得を含む、資本政策として取り得る様々な手法について検討を開始しました。

（注1）「2021年10月初旬時所有割合」とは、当社が2021年11月9日に提出した第76期第2四半期報告書に記載の2021年9月30日現在の当社の発行済株式総数12,938,639株から同日現在の当社が所有する自己株式975,309株を控除した株式数11,963,330株に対する割合（小数点以下第三位を切捨て。以下、2021年10月初旬時所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注2）「所有割合」とは、当社が2023年6月28日に提出した第77期有価証券報告書に記載の2023年3月31日現在の当社の発行済株式総数12,938,639株から同日現在の当社が所有する自己株式975,309株を控除した株式数11,963,330株に対する割合（小数点以下第三位を切捨て。以下、所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注3）「2022年4月中旬時所有割合」とは、当社が2022年6月29日に提出した第76期有価証券報告書に記載の2022年3月31日現在の当社の発行済株式総数12,938,639株から同日現在の当社が所有する自己株式975,309株を控除した株式数11,963,330株に対する割合（小数点以下第三位を切捨て）をいいます。

他方、当社は、2023年4月下旬に、当社の主要株主及び筆頭株主である有限会社YASNAG（以下「YASNAG」といいます。本日現在の所有株数2,151,020株、所有割合：17.98%。応募予定金融機関とYASNAGを総称して、以下「応募予定株主」といいます。）より、保有比率の見直しを理由として、その所有する当社普通株式の一部である1,000,000株（所有割合：8.35%）を売却する意向がある旨の連絡を受けました。YASNAGによれば、当社普通株式を継続して保有することを意図しており、YASNAGが所有する当社普通株式のすべてではなく、そのうち1,000,000株（所有割合：8.35%）のみを売却する意向を有するに至ったとのことであり、残りの株式の売却は予定していないとのことです。なお、YASNAGは、当社代表取締役社長である安永暁俊氏の配偶者が代表取締役を務め、安永暁俊氏を含む当社の創業家が議決権のすべて（そのうち、安永暁俊氏が議決権の56.7%を所有しているとのことです。）を所有する創業家の資産管理会社です。

これを受けて、当社は、2023年4月下旬に、応募予定株主が売却意向を有する当社普通株式（以下「本売却意向株式」といいます。）への対応の選択肢について、当社が採るべき手法のより具体的な検討を開始しました。当社は、応募予定株主が本売却意向株式を不規則に市場で売却することによって、市場価格に対して下落圧力がかかることへの懸念を認識しており、かかる懸念を和らげるための1つの方法として、応募予定株主に対して纏まった株式を一度に売却できる機会を提供することが有効であると判断しました。

そこで、かかる機会を提供する方法として、株式売出しによる売却機会の提供も検討をしたものの、一時的に纏まった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性や、需給の悪化による市場価格に与える影響等を総合的に勘案し、2023年4月下旬より本売却意向株式を、株式売出しではなく、自己株式として取得することについて具体的な検討を開始しました。

その結果、2023年6月上旬に、当社は、本売却意向株式を自己株式として取得することは、当社普通株式の需給の一時的な悪化による市場株価の下落を回避しつつ、応募予定株主の売却意向に応えることが可能であると判断いたしました。加えて、上記自己株式の取得と同時に、取得した自己株式を目的とする新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を当社が特定の割当先に対して発行することにより、例えば、割当先が市場価格に対する影響に配慮しつつ、新株予約権の行使及びかかる行使により取得される当社普通株式の売却を行っていくことができるよう、新株予約権の行使価額を当社普通株式

の市場価格に連動して修正される内容とした上で、行使価額の下限(以下「下限行使価額」といいます。)を設定する等の柔軟な設計が可能であり、このような設計とした場合には、短期的には当社普通株式の需給及び市場価格に与える影響に配慮しつつ、流動性の改善による将来の株式価値向上を見据えて当社普通株式の株式流通比率の向上を目指していくことができる上、下限行使価額を自己株式取得における取得価額以上に設定することで株式価値(経済的価値)の棄損も回避することができると考えました。また、中長期的には新株予約権による調達資金を財務基盤の強化を図るための資金や、2023年5月12日付で公表した第7次中期経営計画のスローガンとして掲げている『「グローバルニッチ No. 1」の柱を増やす』の達成に向け、自動車部品事業を中心とした既存事業の競争力強化に資する設備投資資金に活用することを可能とする点も利点として考えました。

そこで、当社といたしましては、2023年6月上旬に、本売却意向株式を当社が自己株式として取得した上で、当該自己株式を目的とする新株予約権の第三者割当てによる発行及び割当先による新株予約権の行使の結果取得された当社普通株式の市場売却を通じて株式市場に流通させる方法を採用することが、応募予定株主の売却意向への対応と当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響に配慮しつつ、当社普通株式の株式流通比率の向上につながるということが同時に達成できる方法として適切であると考えました。

また、具体的な自己株式の取得方法としては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、他の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されており、かつ、市場株価よりも安い価格を設定して当社普通株式を買付けることで資産の社外流出を可能な限り抑え、当社普通株式を所有し続ける株主の皆様を尊重することも可能である公開買付けの手法が適切であると考えました。なお、本公開買付けにおける1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付け価格」といいます。)の算定につきましては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることを勘案した上で、本公開買付け価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を重視すべきであると考えました。そして、株主価値向上と同時に、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。当社は、本公開買付け価格のディスカウント率について、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付け価格の市場株価に対するディスカウント率を参考にして検討を進め、当社が応募予定株主からその保有する当社普通株式を売却する意向がある旨の打診を受け、その対応の選択肢について本格的に検討を始めた時期が2023年4月下旬であったことから、当該時期を含む2022年初から2023年5月末日までの間に開始が公表された自己株式の公開買付けの事例(以下「本事例」といいます。)を参考にすることとし、本事例27件において、10%程度(9%から11%)のディスカウント率を採用している事例が16件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断しております。

そこで、2023年6月中旬に、当社は、本売却意向株式への対応の選択肢についての検討結果を踏まえ、応募予定株主に対し、当社普通株式の需給及び市場価格に与える影響に配慮しつつ纏まった株式を一度に売却できる機会を提供し、なおかつ中長期的には当社の成長に資する戦略投資資金を調達するための施策の一環として本公開買付けの実施及び本新株予約権の発行を検討している旨を説明し、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、本公開買付け価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を確保すること等を勘案し、当社が株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)プライム市場における当社普通株式の一定の日の終値又は一定期間の終値平均値に対して10%のディスカウントを行った価格で自己株式の公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、2023年6月下旬に、応募予定株主より、本公開買付けに対して応募を前向きに検討する旨の回答を受けました。

応募予定株主からの回答を受けて、当社は、本公開買付け価格にかかるディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格について検討を進め、一定期間の終値平均値を基準とするよりも、一定の日の終値、具体的には本公開買付けに係る公表の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出する方が、当社の直近の業績や市場環境等が十分に株価に反映されており、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると判断しました。また、本公開買付け価格の決定に際しては、本新株予約権の発行に係る公表と同日に本公開買付けに係る公表を行い、当該公表に

伴う市場価格への影響の織り込みのための一定期間を経過した後に本公開買付価格等の条件を決定する日（以下「条件決定日」といいます。）を別途設け、正式に決定する方針であることから、仮に、同日までに当社普通株式の株価が大きく下落した場合には、本公開買付けに係る公表の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出する金額が条件決定日前営業日の市場株価を上回る可能性があると考えました。そこで当社は、本公開買付価格を当社普通株式の市場価格をディスカウントした、より低い金額とすることで、経済合理性の観点から一般株主による本公開買付けに対する応募が可及的に減少することを期待し、またこれにより、当社が応募予定株主からより多くの当社普通株式を確実に取得することを目的として本公開買付けを実施するべく、本公開買付けに係る公表の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値から 10%をディスカウントした価格を本公開買付価格とするが、条件決定日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値から 10%をディスカウントした金額が、これを下回る場合には、当該金額を本公開買付価格とすることが妥当と判断しました。

その後、2023年7月中旬に、当社は、応募予定株主に対し、本新株予約権の発行に際する本公開買付けの実施の事実が相互に投資家にとって重要な情報であるため、本新株予約権の発行に係る公表と同日に本公開買付けに係る公表を行い、当該公表に伴う市場価格への影響の織り込みのための一定期間を経過した後に条件決定日を別途設け、本公開買付価格及び本新株予約権の払込金額を具体的に決定する方針であることを説明し、本公開買付価格については、上記の検討結果を打診したところ、2023年7月中旬に、応募予定株主より、上記内容で本公開買付けに対して応募する用意がある旨の回答を受けました。なお、YASNAGからは、本公開買付けに応募することについて合意する株式以外に所有する当社普通株式 1,151,020 株（所有割合：9.62%）については、創業家として引き続き所有する意向である旨の説明を受けています。

本公開買付けにおける買付予定数については、本事例 27 件のうち、応募を合意している株式数に対して 10%程度（9%から 11%）上乗せした買付予定数を設定している事例が 11 件と最多であり、応募予定株主以外の株主の皆様にも応募の機会を提供するという観点から、本売却意向株式の総数 1,660,000 株（所有割合：13.87%）に対して 10%を上乗せした 1,826,000 株（所有割合：15.26%）を買付予定数とすることといたしました。

本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 6 年大蔵省令第 95 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 21 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。応募株券等の総数が買付予定数を超え、あん分比例の方式による買付けとなった結果、本売却意向株式の一部が買付けられないこととなった場合における当該株式に係る所有又は処分の方針について、2023 年 7 月下旬に、当社は、YASNAG より、売却する意向のある 1,000,000 株（所有割合：8.35%）のうち買付けが行われなかった当社普通株式については、他の当社普通株式と同様に引き続き所有する意向である旨、応募予定金融機関より、買付けが行われなかった当社普通株式に係る所有又は処分の方針については未定である旨の回答を受けています。

本公開買付けに要する資金につきましては、三菱UFJ銀行からの最大 15 億円の借入れにより調達した資金により充当する予定です。その場合でも、2023 年 3 月 31 日現在における当社の連結ベースの現金及び預金の残高は 5,116 百万円であり、また当社の事業から生み出されるキャッシュ・フロー（2023 年 3 月期の営業活動による連結キャッシュ・フローは 2,024 百万円）の積み上げにより、現状の設備投資計画や配当方針に影響を与えることなく返済が可能と考えており、さらに、資金需要が生じた場合においても対応できる水準の借入余力は確保していること（2023 年 3 月 31 日現在における連結ベースの純資産額は 10,164 百万円）から、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できるものと考えております。なお、2023 年 6 月 30 日現在における当社の連結ベースの現金及び預金の残高は 5,924 百万円であり、なおかつ、資金需要が生じた場合においても対応できる水準の借入余力は確保していること（2023 年 6 月 30 日現在における連結ベースの純資産額は 10,701 百万円）から、当社第 1 四

半期末である 2023 年 6 月 30 日現在においても、当社の今後の事業運営や財務の健全性及び安定性を維持できるものと考えております。

以上を踏まえ、また、本新株予約権の発行に際する本公開買付けの実施の事実は相互に投資家にとって重要な情報であり、当社としては本新株予約権の発行に係る公表と同日の 2023 年 8 月 22 日に本公開買付けに係る公表を行うことが適切と考えていたことから、当社は、2023 年 8 月 22 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として本公開買付けを行うこと、本公開買付け価格は、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の 2023 年 8 月 21 日の終値(850 円)から 10%をディスカウントした金額である 765 円とするが、条件決定日を 2023 年 8 月 25 日から 2023 年 8 月 29 日までの間のいずれかの日(以下「本公開買付け価格最終決定日」といいます。)として、本公開買付け価格最終決定日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値から 10%をディスカウントした金額がこれを下回る場合には後者の金額を本公開買付け価格とすることとし、正式には本公開買付け価格最終決定日に決定すること及び本公開買付けにおける買付予定数について、本売却意向株式の数を上回る 1,826,000 株(所有割合:15.26%)とすること並びに本公開買付け価格最終決定日の翌営業日から 20 営業日の期間を買付け等の期間とすること等を決議いたしました。なお、当社代表取締役社長である安永暁俊氏は、YASNAG の議決権の 56.7%を所有する株主であり、同社の取締役を兼務していることから、本公開買付けに関して特別な利害関係を有するため、当社と YASNAG との事前の協議には YASNAG の立場からのみ参加し、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

当社は、2023 年 8 月 22 日、2023 年 5 月 12 日付で公表した第 7 次中期経営計画のスローガンとして掲げている『「グローバルニッチ No. 1」の柱を増やす』の達成に向け、自動車部品事業を中心とした既存事業の競争力強化に資する設備投資資金等の調達を目的として、当社普通株式 1,660,000 株を目的とする本新株予約権の発行を決議しております。2023 年 8 月 22 日付で公表した「自己株式を活用した第三者割当てによる第 3 回新株予約権(行使価額修正条項及び行使許可条項付)の発行に関するお知らせ」のとおり、本新株予約権の行使に際しては、本公開買付けによって取得する自己株式を、戦略的な活用として、本新株予約権の行使に伴い交付される株式に充当する方針です。なお、本公開買付けにおける買付予定数である 1,826,000 株を取得した場合は、本新株予約権の目的となる株数(1,660,000 株)を上回ることとなりますが、当該上回ることとなる数の自己株式の処分等の方針については、現時点で未定です。当社は、本公開買付けによる当社普通株式の取得と同時に本新株予約権を発行することにより、短期的には当社普通株式の需給及び市場価格に与える影響に配慮しつつ、中長期的には当社の成長に資する戦略投資に活用することで企業価値の向上及び株式流動性の改善を目指してまいります。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容

(1) 決議内容

| 株券等の種類 | 総数 | 取得価額の総額 |
|--------|-----------------|---------------------|
| 普通株式 | 1,826,100 株(上限) | 1,396,966,500 円(上限) |

(注 1) 発行済株式総数 12,938,639 株(2023 年 8 月 22 日現在)

(注 2) 発行済株式総数に対する割合 14.11%(小数点以下第三位を四捨五入)

(注 3) 取得することができる期間 2023 年 8 月 28 日(月曜日)から 2023 年 11 月 30 日(木曜日)まで

(2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等

該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

| | |
|-----------------------------|---|
| ① 取締役会決議日 | 2023年8月22日（火曜日） |
| ② 取締役会決議日 （本公開買付価格最終決定日） | 2023年8月25日（金曜日）（予定） |
| ③ 公開買付開始公告日 | 2023年8月28日（月曜日）（予定） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ） |
| ④ 公開買付届出書提出日 | 2023年8月28日（月曜日）（予定） |
| ⑤ 買付け等の期間 | 2023年8月28日（月曜日）から 2023年9月25日（月曜日）まで（20営業日）（予定） |

（注1）上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、本日開催の取締役会においては、本公開買付価格を1株につき金765円とするが、本公開買付価格最終決定日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して10%をディスカウントした金額がこれを下回る場合には、当該下回る金額とすることを決議しており、本公開買付価格については、正式には本公開買付価格最終決定日の取締役会において決議する予定です。

（注2）上記②から⑤につきましては、本公開買付価格最終決定日が2023年8月25日（金曜日）である場合の日程を記載しておりますが、本公開買付価格最終決定日の翌営業日を③公開買付開始公告日及び④公開買付届出書提出日とし、本公開買付価格最終決定日の翌営業日から20営業日の期間を⑤買付け等の期間とする予定です。当該日程については、決定し次第、速やかに開示いたします。

(2) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金765円とするが、本公開買付価格最終決定日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して10%をディスカウントした金額がこれを下回る場合には、当該下回る金額。

（注）本日開催の取締役会においては、上記のとおり決議しておりますが、正式には本公開買付価格最終決定日の取締役会において決議する予定です。正式な本公開買付価格については、決定し次第、速やかに開示いたします。

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、応募予定株主からの当社普通株式の売却意向を受け、具体的な施策に関する2023年4月下旬から2023年6月上旬に至るまでの検討において、自己株式の取得方法としては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、他の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されており、かつ、市場株価よりも安い価格を設定して当社普通株式を買付けることで資産の社外流出を可能な限り抑え、当社普通株式を所有し続ける株主の皆様を尊重することも可能である公開買付けの手法が適切であると考えました。なお、本公開買付価格の算定につきましては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることを勘案した上で、本公開買付価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を重視すべきであると考えました。そして、株主価値向上と同時に、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。当社は、本公開買付価格のディスカウント率について、

過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率を参考にして検討を進め、本事例を参考にすることとし、本事例 27 件において、10%程度（9%から 11%）のディスカウント率を採用している事例が 16 件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断しております。

そして、当社は、応募予定株主から、2023 年 7 月中旬に、本公開買付価格については、本公開買付けに係る公表の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値から 10%をディスカウントした価格を本公開買付価格とするが、条件決定日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値から 10%をディスカウントした金額がこれを下回る場合には、当該金額を本公開買付価格とする内容であれば、本公開買付けに応募する用意がある旨の回答が得られました。

当社は、以上の検討及び応募予定株主との協議を経て、本公開買付価格については、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の 2023 年 8 月 21 日の終値（850 円）から 10%をディスカウントした金額である 765 円（以下「本公開買付上限価格」といいます。）とするが、条件決定日を 2023 年 8 月 25 日から 2023 年 8 月 29 日までの間のいずれかの日（本公開買付価格最終決定日）として、本公開買付価格最終決定日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値から 10%をディスカウントした金額がこれを下回る場合には後者の金額を本公開買付価格とすることとし、正式には本公開買付価格最終決定日に決定すること及び本公開買付けにおける買付予定数について、本売却意向株式の数を上回る 1,826,000 株（所有割合：15.26%）とすること並びに本公開買付価格最終決定日の翌営業日から 20 営業日の期間を買付け等の期間とすること等を決議いたしました。

本公開買付上限価格である 765 円は、本公開買付けの実施に係る取締役会開催日の前営業日である 2023 年 8 月 21 日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値 850 円に対して、10%、同日までの過去 1 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 890 円（円未満切捨て）に対して 14.04%（小数点以下第三位を四捨五入）、同日までの過去 3 ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 915 円（円未満切捨て）に対して 16.39%（小数点以下第三位を四捨五入）をそれぞれディスカウントした金額となります。

② 算定の経緯

当社は、応募予定株主からの当社普通株式の売却意向を受け、具体的な施策に関する 2023 年 4 月下旬から 2023 年 6 月上旬に至るまでの検討において、自己株式の取得方法としては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から、他の株主の皆様にも一定の検討期間を提供した上で市場価格の動向を見ながら応募する機会が確保されており、かつ、市場株価よりも安い価格を設定して当社普通株式を買付けることで資産の社外流出を可能な限り抑え、当社普通株式を所有し続ける株主の皆様を尊重することも可能である公開買付けの手法が適切であると考えました。なお、本公開買付価格の算定につきましては、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていることを勘案した上で、本公開買付価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を重視すべきであると考えました。そして、株主価値向上と同時に、資産の社外流出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断しました。当社は、本公開買付価格のディスカウント率について、過去の自己株式の公開買付けの事例において決定された公開買付価格の市場株価に対するディスカウント率を参考にして検討を進め、本事例を参考にすることとし、本事例 27 件において、10%程度（9%から 11%）のディスカウント率を採用している事例が 16 件と最多であり、同程度のディスカウント率を採用することが適切であると判断しております。

当社は、2023 年 6 月中旬に、応募予定株主に対し、当社普通株式の需給及び市場価格に与える影響に配慮しつつ纏まった株式を一度に売却できる機会を提供し、なおかつ中長期的には当社の成長に資する戦略投資資金を調達するための施策の一環として本公開買付けの実施及び本新株予約権の発行を検討している旨を説明し、当社普通株式が金融商品取引所に上場されていること、本公開買付価格の算定の基礎となる株価の基準の明確性及び客観性を確保すること等を勘案

し、当社が東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の一定の日の終値又は一定期間の終値平均値に対して 10%のディスカウントを行った価格で自己株式の公開買付けを実施した場合の応募について打診したところ、2023 年 6 月下旬に、応募予定株主より、本公開買付けに対して応募を前向きに検討する旨の回答を受けました。

応募予定株主からの回答を受けて、当社は、本公開買付価格にかかるディスカウントの基礎となる当社普通株式の価格について検討を進め、一定期間の終値平均値を基準とするよりも、一定の日の終値、具体的には本公開買付けに係る公表の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出する方が、当社の直近の業績や市場環境等が十分に株価に反映されており、算定根拠として客観性及び合理性をより確保することができると判断しました。また、本公開買付価格の決定に際しては、本新株予約権の発行に係る公表と同日に本公開買付けに係る公表を行い、当該公表に伴う市場価格への影響の織り込みのための一定期間を経過した後に条件決定日を別途設け、正式に決定する方針であることから、仮に、同日までに当社普通株式の株価が大きく下落した場合には、本公開買付けに係る公表の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値を基準として算出する金額が条件決定日前営業日の市場株価を上回る可能性があると考えました。そこで当社は、本公開買付価格を当社普通株式の市場価格をディスカウントした、より低い金額とすることで、経済合理性の観点から一般株主による本公開買付けに対する応募が可及的に減少することを期待し、またこれにより、当社が応募予定株主からより多くの当社普通株式を確実に取得することを目的として本公開買付けを実施するべく、本公開買付けに係る公表の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値から 10%をディスカウントした価格を本公開買付価格とするが、条件決定日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値から 10%をディスカウントした金額が、これを下回る場合には、当該金額を本公開買付価格とすることが妥当と判断しました。

その後、2023 年 7 月中旬に、当社は、応募予定株主に対し、本新株予約権の発行に際する本公開買付けの実施の事実が相互に投資家にとって重要な情報であるため、本新株予約権の発行に係る公表と同日に本公開買付けに係る公表を行い、当該公表に伴う市場価格への影響の織り込みのための一定期間を経過した後に条件決定日を別途設け、本公開買付価格及び本新株予約権の払込金額を具体的に決定する方針であることを説明し、本公開買付価格については、上記の検討結果を打診したところ、2023 年 7 月中旬に、応募予定株主より、上記内容で本公開買付けに対して応募する用意がある旨の回答を受けました。

当社は、以上の検討及び応募予定株主との協議を経て、本公開買付価格については、東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の 2023 年 8 月 21 日の終値 (850 円) から 10%をディスカウントした金額である 765 円とするが、条件決定日を 2023 年 8 月 25 日から 2023 年 8 月 29 日までの間のいずれかの日 (本公開買付価格最終決定日) として、本公開買付価格最終決定日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値から 10%をディスカウントした金額がこれを下回る場合には後者の金額を本公開買付価格とすることとし、正式には本公開買付価格最終決定日に決定すること及び本公開買付けにおける買付予定数について、本売却意向株式の数を上回る 1,826,000 株 (所有割合: 15.26%) とすること並びに本公開買付価格最終決定日の翌営業日から 20 営業日の期間を買付け等の期間とすること等を決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

| 株券等の種類 | 買付予定数 | 超過予定数 | 計 |
|--------|-------------|-------|-------------|
| 普通株式 | 1,826,000 株 | 一株 | 1,826,000 株 |

(注 1) 応募株券等の数の合計が買付予定数 (1,826,000 株) を超えないときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の数の合計が買付予定数 (1,826,000 株) を超えるときは、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 21 条に規定するあん分比

例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元（100株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

（注2）単元未満株式についても本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、当社は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取る場合があります。

（5）買付け等に要する資金

上記「1. 買付け等の目的」に記載のとおり、本日開催の取締役会においては、本公開買付価格を1株につき金765円とするが、本公開買付価格最終決定日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値に対して10%をディスカウントした金額がこれを下回る場合には、当該下回る金額とすることを決議しており、正式には本公開買付価格最終決定日の取締役会において決議する予定です。買付け等に要する資金については、本公開買付価格が決定され次第、速やかに開示いたします。

（6）決済の方法

① 買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
（公開買付代理人）

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目9番2号

② 決済の開始日

2023年10月18日（水曜日）（予定）

（注）本公開買付価格最終決定日が2023年8月25日（金曜日）である場合の決済の開始日を記載しております。当該日付については、決定し次第、速やかに開示いたします。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。）の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（注）本公開買付けにより買い付けられた株式に対する課税関係について

（※）税務上の具体的なお質問等につきましては、税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（イ）個人株主の場合

（i）応募株主等が日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき（1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合）は、当該超過部分の金額については、配当とみなして課税されます。また、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額から、配当とみなされる金額を除いた部分の金額については株式等の譲渡収入となります。なお、配当とみなされる金額がない場合（1株当たりの買付価

格が当社の1株当たりの資本金等の額以下の場合)には交付を受ける金銭の額のすべてが譲渡収入となります。

配当とみなされる金額については、20.315% (所得税及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号。その後の改正を含みます。)に基づく復興特別所得税(以下「復興特別所得税」といいます。)15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます(国内に恒久的施設を有する非居住者にあつては、住民税5%は特別徴収されません。)。ただし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。)第9条の3に規定する大口株主等(以下「大口株主等」といいます。)に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、2023年10月1日以後に支払いを受ける配当とみなされる金額で、その支払いを受ける応募株主等と、その応募株主等を判定の基礎となる株主とした場合に法人税法上の同族会社に該当する法人の保有割合とを合算し、その発行済株式等の総数に占める割合が100分の3以上となるときは、かかる配当とみなされる金額は、配当所得として総合課税の対象となります。

譲渡収入から当該株式に係る取得費を控除した金額については、原則として、申告分離課税の適用対象となります。

なお、租税特別措置法第37条の14(非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税)に規定する非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)の株式等について本公開買付けに応募する場合、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社であるときは、本公開買付けによる譲渡所得等については、原則として、非課税とされます。なお、当該非課税口座が三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社以外の金融商品取引業者等において開設されている場合には、上記の取扱いと異なる場合があります。

(ii) 応募株主等が国内に恒久的施設を有しない非居住者の場合

配当とみなされる金額について、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。なお、大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。また、当該譲渡により生じる所得については、原則として、日本国内においては課税されません。

(ロ) 法人株主の場合

応募株主等が法人株主の場合に、本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額のうちその交付の基因となった株式に対応する部分の金額を超過するとき(1株当たりの買付価格が当社の1株当たりの資本金等の額を上回る場合)は、当該超過部分の金額について、配当とみなして、15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、2023年10月1日以後、その配当等の支払に係る基準日において、当社の発行済株式等の総数の3分の1超を直接に保有する応募株主等(国内に本店又は主たる事務所を有する法人(内国法人)に限る)が、当社から支払いを受ける配当とみなされる金額については、所得税及び復興特別所得税が課されないものとされ、源泉徴収は行われないこととなります。

(ハ) 外国人株主等(それぞれに適用がある租税条約において規定されている外国の居住者等である株主(法人株主も含みます。)を指します。)のうち、適用ある租税条約に基づき、かかる配当とみなされる金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主は、2023年9月25日までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日(2023年10月17日(予定)(注))までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

(注) 本公開買付価格最終決定日が 2023 年 8 月 25 日 (金曜日) である場合の日付を記載しております。当該日付については、決定し次第、速やかに開示いたします。

(7) その他

① 本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段 (電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。) を利用して行われるものでもなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類はいずれも、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。本公開買付けへの応募に際し、応募株主等 (外国人株主の場合はその常任代理人) は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報 (その写しを含みます。) も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段 (電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール及びインターネット通信を含みますが、これらに限りません。) 又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと (当該他の者が買付け等に関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

② 当社は、三菱UFJ銀行よりその所有する当社普通株式のすべてである 230,000 株 (所有割合: 1.92%) について、りそな銀行よりその所有する当社普通株式のすべてである 160,000 株 (所有割合: 1.33%) について、みずほ銀行よりその所有する当社普通株式のすべてである 150,000 株 (所有割合: 1.25%) について、三井住友銀行よりその所有する当社普通株式のすべてである 120,000 株 (所有割合: 1.00%) について、また、YASNAGよりその所有する当社普通株式の一部である 1,000,000 株 (所有割合: 8.35%) について、本公開買付けに応募する用意がある旨の回答を受けました。

なお、あん分比例の方式による買付けとなった結果、本売却意向株式の一部が買い付けられないこととなった場合における当該株式に係る所有又は処分の方針について、当社は、YASNAGより本公開買付けに応募することについて合意する株式以外に所有する当社普通株式 1,151,020 株 (所有割合: 9.62%) と同様に引き続き所有する意向である旨、応募予定金融機関より未定である旨の回答を受けています。詳細につきましては、上記「1. 買付け等の目的」をご参照下さい。

③ 当社は、2023 年 8 月 22 日開催の取締役会において、第三者割当てによる第 3 回新株予約権の発行を決議しております。

| | |
|---------|---|
| 発行数 | 16,600 個 (新株予約権 1 個につき 100 株) |
| 発行価額の総額 | 4,150,000 円 但し、発行価額に 16,600 を乗じた金額とします。 |
| 発行価額 | 新株予約権 1 個につき 250 円 但し、2023 年 8 月 25 日、2023 年 8 月 28 日又は 2023 年 8 月 |

| | |
|-------------------|--|
| | 29日のいずれかの日において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法と同様の方法で算定された結果が上記の金額を上回る場合には、同日における算定結果に基づき決定される金額とします。 |
| 払込期日及び割当日 | 2023年9月26日、2023年9月27日又は2023年9月28日のいずれかの日 |
| 割当予定先 | モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 |
| 本新株予約権の目的となる株式の総数 | 1,660,000株 |

詳細につきましては、2023年8月22日付で公表した「自己株式を活用した第三者割当てによる第3回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照下さい。

（ご参考）2023年8月22日現在の自己株式の保有状況

| | |
|------------------|-------------|
| 発行済株式総数（自己株式を除く） | 11,963,330株 |
| 自己株式数 | 975,309株 |

以 上